

令和5年6月定例会 総務委員会（事前）

令和5年6月13日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の所管事務及び6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事務説明】（説明資料）

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第13号 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和4年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 令和4年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第12号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第13号 損害賠償（誤認による取締行為）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 酒気帯び運転等事案と万引き事案の発生及びその処分について
- 公安委員会の意思決定がなされていない横断歩道における交通取締り事案について

友永警務部長

私からは、総務委員会説明資料の組織図、提出予定案件の一般会計予算案及びその他議案等のうち、条例案、令和4年度繰越明許費繰越計算書、令和4年度事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

まず、組織図の全体組織図について御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

県警察は、徳島県公安委員会管理の下に置かれ、警察本部長が警察全体の事務を統括しております。組織図に関しましては、5月の所管委員会での説明時と変更ありません。

次に、資料5ページの部署別説明の警察本部を御覧ください。

警察本部の職員総数は、6月1日現在823人であり、幹部職員は資料5ページから11ページに記載のとおりでございます。

次に、資料12ページの警察署を御覧ください。

警察署の職員総数は6月1日現在1,036人であり、幹部職員は資料12ページから16ページに記載のとおりでございます。

次に、資料17から27ページの事務分掌を御覧ください。

事務分掌につきましては、5月の所管委員会での説明時と変更ありません。

続きまして、提出予定案件の一般会計予算案について御説明いたします。

資料28ページの歳入歳出予算総括表を御覧ください。

6月補正予算案では、総額で3億3,776万3,000円の増額補正をお願いしております。

次に、資料29ページの主要事項説明を御覧ください。

補正予算に係る事業について事項別に御説明いたします。

警察施設の長寿命化に要する経費として、警察本部費の管理運営費3,069万5,000円、警察施設費の交番、駐在所等整備事業費1億696万4,000円のうち8,526万6,000円、警察署整備事業費の5,269万5,000円、計1億6,865万6,000円、「環境配慮型」未来創生交番整備事業として、警察施設費の交番、駐在所等整備事業費の1億696万4,000円のうち2,169万8,000円、警察活動費の警察装備費の24万円、計2,193万8,000円、県単独交通安全施設整備事業として、警察活動費の1億4,716万9,000円を計上しております。

各事業の内容について御説明いたしますと、「環境配慮型」未来創生交番整備事業につきましては、脱炭素社会の実現のため、藍住町と連携して整備予定の交番を年間消費エネルギーが実質ゼロのZEB仕様の交番として整備、同交番への電動オートバイの配備など環境に配慮した新時代の交番として整備するものでございます。

また、警察施設の長寿命化に要する経費と県単独交通安全施設整備事業につきましては、年度後半の事業執行が必要な交番、駐在所のリフォーム工事や、信号機の新設、更新や防災対策に要する経費などを追加計上したものです。

次に、資料30ページを御覧ください。

債務負担行為について御説明いたします。

先ほど、御説明させていただきました「環境配慮型」未来創生交番整備事業につきましては、今年度及び次年度の2か年の工事を想定しており、複数年の工事として契約を締結する必要があることから、次年度分に必要な費用8,679万2,000円について、補正予算と併せて債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

続きまして、その他議案の条例案について御説明いたします。

資料31ページを御覧ください。

まず、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、これに対応する警察関係の手数料を新たに定めるものでございます。

新たに定める手数料については、（イ）の改正の概要に記載のとおり、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料、1時間2,000円を定めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

次に、資料32ページを御覧ください。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本改正につきましては、国家公務員について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が廃止されたこと及び特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について同様の措置を講ずるものでございます。

特例の創設により、警察職員が特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、その業務等に応じて、資料記載の額が支給されるものでございます。

なお、本条例も公布の日から施行することとしております。

続きまして、令和4年度繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

資料33ページを御覧ください。

令和4年11月定例会におきまして翌年度繰越予定額を御承認いただきました事業について、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定したものでございます。

繰越事業は、交通安全施設の老朽化対策及び防災機能強化に向けた信号機電源付加装置の整備経費になり、繰越額につきましては、表の最下段の中ほどに記載のとおり2,532万円となります。

次に、令和4年度事故繰越し繰越計算書について御報告いたします。

資料34ページを御覧ください。

繰越額につきましては、表の中ほどに記載しておりますとおり、24万7,500円となります。

事故繰越しの理由は、契約業者の工場において人手不足が発生したことによる生産ラインの減少が要因となって、女性警察官用制服の一部の納期が遅延し、やむを得ず繰越しとなったものでございます。

以上、組織図、一般会計予算案、条例案、令和4年度繰越明許費繰越計算書、令和4年度事故繰越し繰越計算書について御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平岡首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。

総務委員会説明資料の35ページを御覧ください。

交通事故が3件です。

1件目は、徳島板野警察署員の運転するパトカーがアパート駐車場から段差のある車道に出る際、車底部が接触し白線の一部が消失した事故で、賠償金額8,800円で和解いたしました。

2件目は、徳島板野警察署員の運転するパトカーが緊急走行で交差点に進入した際、右方から進行してきた車両と衝突した事故で、賠償金額6万9,832円で和解いたしました。

3件目は、徳島板野警察署員の運転する捜査用運搬車両が病院駐車場において駐車する際、エアコン室外機に衝突した事故で、賠償金額13万8,000円で和解いたしました。

次に、総務委員会説明資料の36ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が3件です。

1件目は、徳島中央警察署員が押収したスマートフォンのカバーを取り外す際、液晶画面が破損したもので賠償金額1万890円で和解いたしました。

2件目は、小松島警察署員が交通事故処理中、原動機付自転車のシリンダーに差し込んだエンジンキーを引き抜いた際、同エンジンキーが折れたもので、賠償金額2万6,400円で和解いたしました。

3件目は、徳島板野警察署員が個人宅において捜査活動中、げた箱の上に置いていた鉢植えを落下させて破損したもので、賠償金額5,023円で和解いたしました。

次に、総務委員会説明資料の37ページを御覧ください。

誤認による取締行為が2件です。

2件とも、美馬警察署員が、公安委員会の意思決定がなされていない横断歩道が設置されている場所において、横断歩行者妨害の違反で検挙したことにより、被検挙者に損害を与えたものであり、1名については賠償金額550円、もう1名については賠償金額2万2,369円で、それぞれ和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

引き続きまして、酒気帯び運転等事案と万引き事案の発生及びその処分について、3件御報告させていただきます。

1件目は、本年4月14日、警察署勤務の男性巡查長を酒気帯び運転事故不申告の道路交通法違反事実により、免職の懲戒処分としました。

事案は、当該巡查長が本年3月10日、徳島県内の路上において酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転した上、物件交通事故を起こしたのに法定の届出を行わなかったもので、本年4月14日、当該巡查長を道路交通法違反被疑者として徳島区検察庁に書類送致いたしました。

2件目は、本年4月14日、警察本部所属の男性警部を窃盗事実により、減給100分の10、3月の懲戒処分としました。

事案は、当該警部が本年4月9日、徳島県板野郡内のショッピングセンターにおいて菓子等6点、販売価格合計約5,400円相当を万引きしたもので、同日徳島板野警察署において微罪処分になりました。なお、当該警部は懲戒処分をした日に退職しています。

3件目は、本年4月28日、警察本部所属の男性巡查長を酒気帯び運転の道路交通法違反事実により免職の懲戒処分としました。

事案は、当該巡查長が本年4月6日、徳島市内の路上において、酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転した上、物件交通事故を起こしたもので、本年4月28日、当該巡查長を道路交通法違反被疑者として徳島区検察庁に書類送致いたしました。

このような事案が続けて発生したことは、警察に対する信頼を著しく損ねるものであり、県民の皆様には深くおわび申し上げます。県警察としては、今後、職員に対するきめ細かな身上把握、指導を図るとともに、幹部職員をはじめ全職員の心に響く指導教養を徹底し、再発防止に努めてまいります。

私からの報告は以上です。

船本交通部長

私からは、公安委員会の意思決定がなされていない横断歩道における交通取締り事案について御報告をさせていただきます。

事案の概要は、令和3年6月1日から令和5年2月7日までの間に美馬市脇町大字猪尻字西分139番地の6先の南橋東詰の十字路交差点において、所轄美馬警察署員が公安委員会の意思決定がなされていない横断歩道を有効なものと誤認し、車両運転者32名方を横断歩行者妨害の違反で検挙したものです。

この交差点には、東側、南側及び北側に3本の横断歩道が設置されていましたが、交通規制集など関係書類等を交通規制課で確認したところ、公安委員会の意思決定を受けていることが確認できたのは東側及び南側の2本であり、北側の横断歩道については公安委員会の意思決定を受けていることが確認できず、無効であることが判明したものです。

当該交差点には、昭和61年12月に東側及び南側の横断歩道2本が設置され、平成4年5月^{しゅん}竣工の南橋の架け替え工事に伴い、北側に横断歩道が増設されましたが、この増設に伴う意思決定に関する文書が確認できなかつたため、無効な横断歩道と判断したものです。この横断歩道において取締り対象となり、反則金を納めたのは32人の方で、免許の停止や取消し処分となった方はおりませんでした。

事案発覚後、32人全ての方に面接謝罪し、違反登録を抹消して原状回復をするとともに、反則金及び講習手数料の超過分等を返還いたしました。

先ほど、首席監察官から報告させていただいた専決処分のうち、誤認による取締り行為の2件についてはこの32人の方が含まれており、個別の状況により損害賠償を行ったものです。

本事案については、横断歩道設置に係る手続が不適切であったことと取締り前における規制状況の確認を怠ったことが原因であり、警察の違反取締りに対する県民の皆様の信頼を揺るがすこととなり、深くおわび申し上げます。

再発防止を図るため、県下の交通規制の総点検を実施するとともに交通規制に係る適正な業務の推進について、それから、適正な交通指導取締りの推進についての通達文書の発出と特別巡回指導など、職員に対する指導教養と問題意識の共有を図り、交通指導取締りに際しては規制の確認等基本の遵守を徹底させているところでございます。

報告事項は以上でございます。

眞貝委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

東条委員

先ほど、首席監察官から職員の飲酒運転、それから万引きといった耳を疑うような不祥事の処分の報告がございました。

私は一昨年から総務委員会の委員をさせていただいて、警察職員のハラスメントとか不適切な交際等の関連で報告をいろいろと受けていて、不祥事が多いなというふうに思っていたのですが、今回、立て続けに3件の懲戒処分ということでございます。これを受けて、緊急の署長会議も開催されたと聞いているのですが、不祥事について何点かお伺いしたいと思います。

今年に入ってもうすぐ半年がたつのですが、1月からどれくらいの処分事案が発生しているのか。また、過去と比較して発生頻度はどのような状態なのか。懲戒処分に至らない内部処分というのもあったのかということをお教えいただきたいと思っております。

横田監察課長

今年に入ってから処分事案の件数と発生頻度についての御質問でございます。

令和5年1月から5月末までの間、懲戒処分した件数は免職が2件2名、停職が1件1名、減給が1件1名の合計4件4名でございます。

過去5年間の状況につきましては、平成30年から令和2年までの3年間は処分はございませんでしたが、令和3年に1件1名、これは減給です。令和4年に1件2名、減給と戒告の懲戒処分をしております。

また、懲戒処分に至らない監督上の措置につきましては、今年1月から5月末までの間、6件8名の措置を行っております。これに関しまして、過去5年の年間における措置件数につきましては、平成30年が6件9名、令和元年が5件5名、令和2年が4件4名、令和3年が7件8名、令和4年が12件18名という状況となっております。

頻度としましては、懲戒処分は近年で最も多く、監督上の措置につきましても最も多いと言える頻度で発生しているものであります。

東条委員

今回の事案は、飲酒運転とか万引きという社会的に影響が非常に大きいものと思っております。県民の中には、不祥事を起こしても氏名発表がないことに、不誠実ではないのかとか、警察なのにこれでいいのかと疑問に思っておられる方もいると思うのですが、なぜ、氏名公表をしないのか。基準にあるのであれば、その基準の判断をどのようにされているのかということをお教えいただきたい。

横田監察課長

氏名を公表しない理由、また公表の判断基準についての御質問でございます。

県警察におきましては、懲戒処分の発表を行う際は、警察庁が定めた懲戒処分の発表の指針を参考にしているところでございます。

発表の指針におきましては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーやその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行うこととされております。

県警察におきましては、こうしたことを踏まえつつ、個別具体の事案ごとに検討を行い、事案の社会的影響や処分を受けた者の職責などを勘案して公表の可否を判断しているものであります。

東条委員

先ほどの答弁の中で、令和4年以降、過去最多の処分事案があるということを言われておりましたけれども、なぜ、これほど多く発生しているのか。原因について、県警としてどのように分析されているのかを教えてくださいませんか。

横田監察課長

不祥事が立て続けに発生している原因についての御質問でございます。

立て続けに非違事案が発生した原因としましては、これら事案を起こした職員において、警察職員としての自覚や規範意識が欠如していたと考えられるものであります。

また、こうした事案が続けて発生するということは、これまでに行ってきた高い職務倫理を保持するための指導、教養が全ての職員に必ずしも十分浸透していないことが要因の一つと受け止めているものであります。

東条委員

これまでも不祥事が発生したその都度、教養や指示をしていくと答弁されましたけれども、結局、不祥事はなくなるのかといたら増えているわけです。同じような防止対策では全然効果がないと思うのですけれども、今後、どのような対策をとられるのかお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

平岡首席監察官

不祥事の再発防止に向けまして、今後、どのような対策を行っていくのかという質問でございます。

今回の各事案を受けまして、緊急の警察署長会議を開催し、本部長等から、厳正な規律と高い士気の保持等について改めて指示を行ったほか、通達、教養資料の発出、全警察職員に対する巡回指導、所属幹部によるきめ細やかな身上把握及び指導、弁護士によります講演会を開催し各種非違事案がもたらすリスクや法令の遵守の重要性について多くの職員の理解を求めるなど、再発防止に向けた取組を実施したところでございます。

今回、非違事案が立て続けに発生したのは、指導、教養の内容が当該職員に浸透していなかったことも原因の一つと思われることから、今後、更に全体会また小集団の事例討議の場、個別指導など教養内容、対象等に応じましたより効果的な方法で全職員に対する指導、教養を繰り返し徹底し、再発防止に努めてまいります。

東条委員

私たち県議もそうですけれども、法令遵守はもとより社会の規範やルールのいわばお手本を示すという立場で、県民の皆様から見られていると思っております。

大半の警察職員の方は、徳島県の安心安全のために昼夜を問わず黙々と職務に徹していただいているということは承知をしておりますけれども、多くの県民の皆様は警察官の活躍を信頼し期待を寄せて見ております。

今後は、このような事案が発生しないように、組織としても襟を正して再発防止に努めていただきたいと要望いたしまして質問を終わります。

坂口委員

私のほうからは、先ほど交通部長より、公安委員会の意思決定のされていない横断歩道での交通取締り事案があったと報告がございました。これについて幾つか御質問させていただきます。

まず、本件事案は、美馬市脇町の市道交差点に設置されていた横断歩道について、正規の手順で設置されていたものと断定できないとの理由から無効であると判断し、横断歩道において取り締まった32名の方の違反取消しなどを行ったとのことですが、取締りを受けた方に対するフォローがどのようになっているのか気になるところです。

そもそも、無効な取締りを受けた方は、どのような不利益が生じるのでしょうか。また、誤って検挙した32名の方への補償手続の進捗状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

大喜交通企画課長

委員から、無効な横断歩道で取締りを受けた方にどのような不利益が生じたのか、またその補償等についての質問でございます。

当該横断歩道において横断歩行者妨害の違反で検挙した32名全ての方が、納める必要のない反則金を納付しておりまして、うち5名の方には納める必要のない講習手数料を負担させるなど御迷惑をお掛けしたものでございます。

32名全ての方に面接して謝罪しまして、違反登録を抹消して原状回復をするとともに、反則金を還付いたしております。また、5名の方への講習手数料返還手続も終えております。

坂口委員

続きまして、もう2問お伺いしたいと思います。

さきの報告によりますと、平成4年当時に増設された横断歩道の記録が見付からなかったということです。

横断歩道などの交通規制は県内のあらゆるところに設置されていると思います。県警察において、県内の交通規制の総点検を実施されているということですが、その点検状況についてお教えてください。

また、点検の結果、ミスや誤った取締りは確認されていなかったのでしょうか、併せてお伺いしたいと思います。

大喜交通企画課長

交通規制の総点検状況はどうか、また同じようなミスや誤った取締りは確認されなかったのかという質問でございます。

県下の交通規制については、横断歩道のほか一時停止や最高速度など約2万2,000か所ありまして、6月11日現在、そのうちの約1万2,500か所について点検を終えています。そのうち、横断歩道は4,059か所あり、3,491か所、約86パーセントの点検を終えておりま

す。

現在点検を終えている約1万2,500か所のうち、規制場所の標識や標示と関係書類との齟齬が、これまで3か所で発見されておりまして、速やかに是正手続を行ったところです。今回のような交通規制が無効な場所での取締りは確認されていません。

坂口委員

交通規制が無効な場所での取締りが確認されていないということで、安心いたしました。引き続き、しっかりと点検をしていただければと思います。

県内には約2万か所の交通規制が設置されているということであり、今後も同様の事案が発生しないか懸念されるところであります。

最後になりますが、今後、同じようにミスをしないうために、再発防止に向けてどのように取り組んでいくかお伺いしたいと思います。

船本交通部長

再発防止を図るため、現在、設置されております県下の全ての交通規制につきまして、総点検を実施しているところでございます。先ほど答弁したとおりでございます。

県警察におきましては、交通規制の新設、調査、実施など、交通規制業務全般を所掌してございます交通規制課という所属がでございます。この交通規制課のチェック機能を強化いたしますとともに、交通規制を新設いたします際には規制場所の標識、標示と関係書類との突合確認を徹底しているところでございます。加えまして、警察署に対しましては、通達文書を発出いたしますとともに、特別巡回教養を行いまして、交通指導取締りに際しましては、取締場所の交通規制が有効であることの事前確認など基本の遵守を徹底させているところでございます。

坂口委員

今後は、同じようなミスがないように交通規制の管理を徹底していただければと考えております。

私自身、16年ほど徳島を離れておりました。帰ってきて感じる部分ではあるのですが、横断歩行者妨害の取締りということも含めて、徳島県内では横断歩行者がいるのに停止しないという車が多く、マナーが悪いというふうに言われております。一部、脇町のほうでは、必ず止まって子供が挨拶するという事例もあるということですが、私も含め、一般の交通マナーもきちっとやっていかなければならないというふうに思っております。

また、悪質なドライバーに対する交通取締り活動も継続して推進し、県内の交通マナーアップに努めていただけますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

扶川委員

東条委員の質問を聞いていて分からないことが出てきたので、最初にちょっと聞いてお

きます。

この度、飲酒運転、酒気帯び運転があった、万引きもあった。そういうときに警察庁発表の基準や指針があって、それを参考に決めているとのことですが、検挙したときに、検挙した人の氏名を発表するというのと、所属している警察とか、例えば学校だったら教育委員会なんかは処分した人について発表するという事は違うと思うのですけれども、実際の問題として、警察としては警察官であろうと一般人であろうと、飲酒とか酒気帯びとか万引きとか、その基準の適用は同じなんですか。それとも警察官については、職責なんかに関係して違う基準が適用されるのか教えてください。

平岡首席監察官

警察官の非違事案が発生しましても、法律等に違反した場合、一般人と同様に扱っております。

扶川委員

それは当然のことだと思います。それで結構です。ちょっと気になりましたのでお尋ねしました。何もかも人権とか権利に配慮せずに発表すればいいという立場ではありません。それで結構です。

それでは、お尋ねします。

電動キックボードの話がありましたので教えていただきたいと思います。

県内では新しいタイプの電動キックボードはまだ販売されていないように聞きましたが、これから普及していく。7月1日から特定小型電動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されるのに伴って、その周知とか講習の金額が決まるとの話がありました。どのようなものかということをお最初に説明してください。

大喜交通企画課長

電動キックボードに関する県民への周知の方法に関する質問でございます。

特定小型原動機付自転車に関する主な交通ルール等につきましては、県警ホームページやSNSで情報発信しているほか、地域における交通安全教育や運転免許の更新時講習などで周知いたしております。

また、県教育委員会、市町村及び大学のほか自動車販売協会などの自動車関連業界と連携しまして、高校生など運転免許を持たない若い世代から高齢者、さらには職業ドライバーなど道路交通の場における全ての人々へ周知を進めているところでございます。

販売する側に対しては、県下の自転車や自動二輪車の販売店で構成された徳島県自転車軽自動車商協同組合を通じて各販売店における周知を依頼済みで、継続して行っているところでございます。

今後とも、特定小型原動機付自転車の交通ルールが広く県民に周知されるよう、広報啓発等を行ってまいります。

扶川委員

端的にお尋ねします。これまでのキックボードというのは、原付と同じで車道を走らなければいけない。しかし、今回新しくできるようなキックボードというのは、速度を調整する機能がありまして、ランプが付いたり付かなかったりすることによって、歩道も走ることができるということです。そのあたりを、若い人は新しいものが好きですから、これから使う場合の違いや使い分けをよく周知しておいたほうがいいと思うので、説明しておいてください。

大喜交通企画課長

まず、電動キックボードのすみ分けについて御説明します。

どういった乗り物かという点につきまして、これまで原動機付自転車として位置付けられておりました、いわゆる電動キックボードのうち、一定の基準を満たすものを特定小型原動機付自転車としまして、その運転に運転免許証を不要とする一方で、16歳未満の者の運転が禁止されるなどの交通ルールが定められ、本年7月1日から施行される予定です。

この特定小型原動機付自転車の中で、歩道を走行できる原動機付自転車、これが特例特定小型原動機付自転車とのすみ分けがありまして、この特例特定小型原動機付自転車は歩道が走行可能となっております。

扶川委員

私、事前に聞いていたので説明しますが、要するにランプが点灯する状態になりますと、時速6キロメートル以下のスピードだから歩道を走れるってことがはた目に分かる、そういう状態であれば歩道を走ってもいいということなんです。

そのあたりのちゃんとした周知ができていないと、徳島では経験したことがありませんけど、東京なんかに行きますと、後ろからびゅうっと走ってきてびっくりしたことがあります。こんなことが始まるんだと、田舎でもこれからあるんだろうと思いました。

それから自転車がやむなく歩道に上がる場合もそうですけれども、そういうルールの徹底と路側帯に勝手に違法な駐車をすることの危険性をきちんと教えていく必要があると思います。運転者は当然ですけれども、自転車や電動キックボードを利用する、特に若い人たちに対する周知、すぐに捕まえて罰金を取るというのはどうかと思いますので、周知の期間を十分に置いて、きちんと教えてあげるように周知をしていただきたいと思います。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時17分）